

様式第17号（第20条関係）

ひたちなか市指令第742号

## 許 可 証

住 所 ひたちなか市  
高野1968番地2  
氏 名 株式会社 カツタ  
代表取締役 望月 福男

令和8年2月24日に申請のあった「一般廃棄物処理業」については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定により、次のとおり許可する。

営業所の所在地及び名称	ひたちなか市高野1968番地2 株式会社 カツタ
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物 混合ごみ，し尿汚泥，感染性一般廃棄物（焼却） 不燃ごみ，粗大ごみ（破碎） 木くず，紙くず，プラスチック類（固形燃料化） し尿汚泥，沈殿槽汚泥（脱水）
収集・運搬及び処分の別	処分【中間処理（焼却・破碎・固形燃料化・脱水）】
処分の場所	ひたちなか市大字高野字永田 1968番地1 1968番地2 1973番地1
営業の区域	ひたちなか市及び他市町村
処分料金	
営業許可期間	令和8年3月9日から令和10年3月8日まで
条 件	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令（市条例等を含む。）を遵守するほか，市長の指示に従うこと。

令和8年3月12日

ひたちなか市長 大谷 明

